

別紙2 審査基準

業務名： 印西市生活困窮者自立相談支援・被保護者就労支援業務

生活困窮者自立相談支援・被保護者就労支援業務委託プロポーザル審査基準

評 価 項 目			配点
法人等に関する事項	応募動機及び事業に対する理解・基本的な考え	・生活困窮者自立支援法や生活保護法の趣旨を理解し、社会情勢の現状や課題を踏まえ、事業の内容や目的を十分に理解した上での提案であるか。	10
	業務遂行能力	・法人等の概要、本業務と類似の業務の実績からみて、業務遂行能力を有していると判断できるか。	5
	実施体制及び組織体制	・仕様書に定めた人員の確保や業務の計画が具体的に示されており、適切なものとなっているか。 ・従事予定者は業務に当たり必要な経験を有しているか。	5
		・業務遂行上必要な研修等を受けられる組織体制となっているか。	5
	リスク管理体制	・事故や災害発生時等、不測の事態が生じた際の対応策は講じられているか。	5
		・苦情に対する体制が整っているか。(苦情担当者は定まっているか。苦情受付後の対応体制は定まっているか。)	5
	個人情報保護・情報セキュリティ対策	・個人情報保護や情報セキュリティ対策について、適切な措置を講じる体制は整っているか。	5
事業計画について	対象者の把握、支援方法	・支援を必要とする対象者(主に生活困窮者)の把握方法が具体的に示されており、適切であるか。 ・事業周知について、具体的な方法が示されているか。	10
		・対象者(生活困窮者・被保護者)の抱える課題を把握し、適切な支援を行うための方策が具体的に示されており、適切であるか。	15
		・遠隔地や交通不便地域に居住する者など、事務所まで相談に来られない者に対する相談・支援体制は整っているか。	10
	関係機関との連携・ネットワークの構築	・関係機関や地域の支援団体との関係の構築、ネットワークづくりの取り組みが具体的に提案されているか。	10
		・対象者の支援に関する社会資源の開発に向けた取り組みが具体的に提案されているか。	10
費用の合理性・経済性	見積内訳	・事業費の見積は事業内容から見て、合理的かつ適切であるか。	5
合 計			100

◎最低基準点:合計が60点に満たない場合は、受託候補者としません。